

## 公益財団法人神戸市産業振興財団 後援名義等使用承認規程

### (趣 旨)

**第 1 条** 本規程は、神戸市の産業振興および神戸経済の活性化に寄与すると認められる講演会、講習会、普及運動その他の行事等(以下「行事等」という。)に対して、公益財団法人神戸市産業振興財団(以下「財団」という。)の後援名義および後援名義に類するもの(以下「後援名義等」という。)の使用を承認するために必要な事項を定めるものとする。

### (申請手続)

**第 2 条** 後援名義等の使用を希望する団体等は、名義使用の承認を必要とする期日の原則として2週間前までに後援名義等使用申請書(様式第1号)に関係書類を添付して申請するものとする。

### (申請の承認等)

**第 3 条** 財団は、前条に定める申請があったときは、第4条および第5条に則り審査を行い、基準に適合する場合に、これを承認することができる。

2 財団は、前項に定める承認にあたっては、必要な条件を付して承認することができる。

3 財団は、前2項に基づく審査の結果を、後援名義等使用承認通知(様式第2号)または後援名義等使用不承認通知(様式第3号)により申請者に対して通知するものとする。

### (主催者にかかる審査基準)

**第 4 条** 前条の規定により承認することができるのは、当該行事等の主催者が、第2項および第3項の要件に該当する場合とする。

2 次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 国または地方公共団体(これらの機関を含む)

(2) 公共的団体

(3) 公益法人またはこれに準ずる団体

(4) 第1号から第3号までに該当しない団体であり、次の要件をいずれも満たしている団体

ア 規約、会則等の定めがあり、団体の所在地、目的、組織体制が明確であること

イ 事業遂行能力が十分であると認められること

ウ 暴力団および暴力団密接関係者でないこと(主催者の構成員を含む)

3 次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 営利を目的としない団体等(ただし、営利を目的とする団体等の場合であったとしても、当該行事等が営利を主目的とせず、かつ神戸市の産業振興および神戸経済の活性化に顕著に寄与すると認められるときは、営利を目的としない団体等としてみなすことができる。)

(2) 政治結社・思想団体・宗教団体・暴力団および暴力団密接関係者・その他これに類する団体等ではないこと

(3) 行事等の実施に際し、財団に対して金品の寄附、援助または行事等への参加を強要するまたはその恐れがない団体等

### (行事等の内容にかかる審査基準)

**第 5 条** 第3条の規定により承認することができるのは、当該行事等が、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 神戸市の産業振興および神戸経済の活性化に寄与すると認められる行事等
- (2) 参加者が極めて限られた者ではない行事等(限定会員のみであっても、その行事等の効果が一般に広く波及すると認められるものを含む。)
- (3) 営利や売名を主たる目的としない行事等
- (4) 公序良俗に反することのない行事等
- (5) 政治的または宗教的な目的を有していない行事等
- (6) 実施に際し、財団に対して金品の寄附、援助または行事等への参加を強要する、またはその恐れがない行事等
- (7) 兵庫県暴力団排除条例の各規定に違反しない行事等
- (8) 実施に際し、公衆衛生および災害防止に十分な設備および措置が講じられているとともに、その他関係法令を遵守している行事等
- (9) 参加料・入場料等が一般基準とかけ離れたものでない行事等
- (10) 表彰や展覧にかかる審査が公平および公正に行われる見込みがある行事等
- (11) その他申請を承認することが不相当と認められる事由がない行事等

### (行事等の実施)

**第 6 条** 後援名義等の使用の承認を受けた行事等は、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとし、当該行事等において発生した事故等に関し、財団はその責めを負わないこととする。

2 後援名義等の使用の承認を受けた団体等は、財団の後援名義等があることを理由として勧誘活動等を行ってはならないものとする。

3 後援名義等の使用の承認を受けた行事等の主催者は、当該行事等の実施終了後すみやかに後援名義等使用行事等実施報告書(様式第3号)に関係書類を添付して提出しなければならないものとする。

### (後援の取消)

**第 7 条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義等の使用の承認を取り消すものとする。

- (1) 第2条に定める申請および添付書類に虚偽の事項があったとき
- (2) 第4条および第5条に定める要件を欠くことが判明したとき
- (3) 第6条第2項に違反したとき
- (4) その他財団が必要と認めるとき

## 附 則

- 1 本規程は、令和6年2月1日から施行する。